

# 【グループ内法人の清算について】

皆様、こんにちは。 税務部の関根千明です。

今回はグループ(完全支配関係)内で業績の良くない子会社を整理するにあたって考えられる方法のうち、適格合併、適格現物分配について解説させていただきます。



## Q1: 完全支配関係とは？

### A: 企業グループ内、個人・法人のつながりをいいます

「一の者が法人の発行済株式等(その法人が有する自己株式等を除く。)の全部を直接若しくは間接に保有する関係(以下、「当事者間の完全支配関係」という。)又は ……という。」

条文の言い回しは複雑ですが、簡単にいうなら、①親子の関係(【具体例 1.2.3】の場合) ②兄弟の関係(【具体例 3.】の場合)ということになります。

【具体例 1.】 内国法人P(親)とPに 100%株式を保有されている内国法人S(子)との関係

【具体例 2.】 個人または外国法人(親)とその個人または外国法人に 100%株式を保有されている内国法人S(子)との関係

【具体例 3.】 父であるA氏(親)とA氏に 100%株式を保有されている内国法人S1(子)と、息子であるB氏(親)とB氏に 100%株式を保有されている内国法人S2(子)がある場合の親、兄弟関係 (親族は同一個人とみなし、この場合A氏、B氏で一人の者と考えます)

## Q2: 子会社と適格合併した場合はどうなるの？

### A: 資産を帳簿価格で譲り受け、あわせて欠損金も引き継ぎます

この場合は、子会社を被合併法人(消滅会社)として適格合併を行う方法が挙げられます。

税務上、資産・負債が移動した場合には、対価が無くても時価で売ったものとして損益を認識しますが、適格(合併に伴い金銭のやりとりがない等の条件を満たしたもの)である場合には、帳簿価格で売ったものとするため損益は発生せず、譲り受けた側で売却するときまで、課税の認識を遅らせること(課税の繰延)ができます。(譲り受けた側が時価で売却した際に、帳簿価格との差額について損益(課税)を認識します。)

またこの方法によれば、資産と併せて、子会社の欠損金も親会社の欠損金として引き継ぐことができます。

## Q3: 子会社を清算した場合はどうなるの？

### A: 資産を帳簿価格で譲り受け、あわせて所有割合に応じた欠損金が引き継ぎます

この場合は、子会社を清算し、残余財産を現物資産として分配する方法が挙げられます。

清算により子会社は消滅します。 その際、会社の資産及び債権を時価で売って、その代金により債務を返済し、残り(残余財産)を株主に分配(残余財産の分配)します。残余財産の分配が金銭ではなく現物資産であるものを現物分配といい、さらに分配先がグループ内の内国法人のみである分配が適格現物分配とよばれるものになります。

この方法によれば、合併に比べ手続きは簡便ですが、解散した子会社の株式をグループ内の複数の会社が所有していた場合には、引き継ぐ欠損金の額はそれぞれの所有割合によることとなります。

いずれの方法によった場合にも引き継げる欠損金について、一定の制限が設けられています。

詳細を含め、ご不明点等は弊社担当者までお問い合わせ下さい。

(税務部／関根 千明)